

1 日 時 令和2(2020年)年9月16日(水) 9時30分～11時30分

2 場 所 十勝総合振興局 3階講堂

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長 小林 聖恵 (帯广大谷短期大学准教授)
特別委員 鈴木 恵子 (鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員 富山 和也 (北見工業大学准教授)
特別委員 金子 ゆかり (有金子設計事務所 一級建築士)
特別委員 植松 秀訓 ((一社)帯広観光コンベンション協会 専務理事)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長 中上 貴恵
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長 山口 将司
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主事 庄司 将己
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長 青木 鐘三
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主事 岡部 光

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「ツルハドラッグ北見南町店」(北見市)の法第5条第1項(新設)の届出について
- ・ 「みなみ野ショッピングセンター」(帯広市)の法第6条第2項(変更)の届出について

6 議事要旨

- (1) 「ツルハドラッグ北見南町店」(北見市)の現状について事務局より報告を行った。
- (2) 事務局から「ツルハドラッグ北見南町店」(北見市)の法第5条第1項(新設)の届出について、審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境維持の観点から審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。
- (3) 事務局から「みなみ野ショッピングセンター」(帯広市)の法第6条第2項(変更)の届出について、審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境維持の観点から審議を行った。
委員から意見等は出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。
- (主な意見)
- ・ 新設する出入口⑥付近の店舗計画地は駐車マス等が引かれていないことから来店車が自由に走行できてしまうことから安全対策に留意が必要。
 - ・ 歩道の街路樹の枝等で見通しが悪くならないよう留意願いたい。また駐車場敷地内の樹木等については定期的な手入れを行うなど街並み作りにも協力願いたい。
- (4) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり

別紙

答申

(答申 ツルハドラッグ北見南町店)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

北見市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

別紙

答申

(答申 みなみ野ショッピングセンター)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

帯広市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。